

北上市告示甲第82号

北上市老人保護措置費支弁要綱（平成28年北上市告示甲第9号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年9月7日

北上市長 高橋敏彦

改正前						改正後							
（事務費） 第4 [略] 2 一般事務費は、措置指針に基づき、次表の額とする。ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費（月額）は基本分と支援員分の合算額とする。						（事務費） 第4 [略] 2 <u>被措置者1人当たりの一般事務費（月額）</u> は、措置指針に基づき、次表の額とする。ただし、 <u>人件費は人件費基本分と処遇改善分の合算額とし</u> 、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費（月額）は基本分と支援員分の合算額とする。							
施設の 区分	費用の 区分	入所定 員数 (人)	一般入 所者数 (人)	人件費（円）		管理費 (円)	施設の 区分	費用の 区分	入所定 員数 (人)	一般入 所者数 (人)	人件費（円）		管理費 (円)
											人件費 基本分	処遇改善分	
特定施設入居者生活介護の指定を	[略]			111,300		[略]	特定施設入居者生活介護の指定を	[略]			111,300		[略]
				93,400							毎年4月1		
				91,800							日現在の支 援員数（常 勤換算）に 9,000円を		

受けていない施設	
特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設	70,300
	59,200
	56,600
	41,200
	27,400
	30,800
	35,400
	27,300
	29,200

3 特別事務費は、第1号及び第4号に規定する額の合計額を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（1円未満切捨て）に、第2号、第3号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号に規定する額並びに第8号の規定により算定した額を合算した額（以下「特別事務費月額」という。）とする。ただし、3月分の算定については第5号の規定により、上記の「特別事務費月額」に合算する。

(1)・(2) [略]

(3) 夜勤体制加算

受けていない施設		<u>乗じた額を定員数で除した額（1円未満切捨て）</u>
特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設	70,300	
	59,200	
	56,600	
	41,200	
	27,400	
	30,800	
	35,400	
	27,300	
	29,200	

3 特別事務費は、第1号及び第4号に規定する額の合計額を当該施設の定員に12を乗じて得た数で除して得た額（1円未満切捨て）に、第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号から第11号までに規定する額並びに第8号の規定により算定した額を合算した額（以下「特別事務費月額」という。）とする。ただし、3月分の算定については第5号の規定により、上記の「特別事務費月額」に合算する。

(1)・(2) [略]

(3) 夜勤体制加算

加算指針別記の2に基づき、夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図ることを目的とし、夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について、1施設当たり年額5,153,000円を入所定員に12を乗じて得た数で除して得た額（10円未満四捨五入）を加算する。この場合において、当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに必要な書類を市長に提出しなければならない。

ア 加算対象

次のいずれかに該当する施設であって、かつ、夜勤体制に移行している施設として、市長が認定する施設

(ア) 第4第3項第2号障害者等加算の加算対象施設

(イ) [略]

イ [略]

(4) [略]

(5) 入所者処遇特別加算

加算指針別記の3に基づき、養護老人ホームにおいて、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務について高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に、次表の額を加算する。

[略]

ア 高齢者等の範囲は、次に掲げる者とする。

加算指針別記の2に基づき、夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図ることを目的とし、夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について、1施設当たり年額5,153,000円を入所定員に12を乗じて得た数で除して得た額（10円未満四捨五入）を加算する。この場合において、当該加算の対象として認定を受けようとする施設は、別に定める期日までに必要な書類を市長に提出しなければならない。

ア 加算対象

次のいずれかに該当する施設であって、かつ、夜勤体制に移行している施設として、市長が認定する施設

(ア) 前号の障害者等加算の加算対象施設

(イ) [略]

イ [略]

(4) [略]

(5) 入所者処遇特別加算

加算指針別記の3に基づき、養護老人ホームにおいて、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務について高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に、次表の額を加算する。

[略]

ア 高齢者等の範囲は、次に掲げる者とする。

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 母子家庭の母及び寡婦 母子及び父子並びに寡婦
福祉法 (昭和39年法律第129号に規定する母子家庭
の母及び寡婦)

イ～エ [略]

(6)・(7) [略]

(8) 民間施設給与等改善費

加算指針別記の5に基づき、民間施設において公立施設
と比して、給与水準、身分保障、福祉厚生面等に格差を生
じていることから、公私間の格差の是正を図ることを目的
とし加算する。

ア～ウ [略]

エ 管理費スプリンクラー設置加算分

(ア) スプリンクラー設備 (消防法施行令 (昭和36年3
月25日政令第37号)、同法施行規則 (昭和36年4月
1日自治省令第6号) に規定する設備、設置基準及
び既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術
上の特例基準の適用について (昭和62年10月27日消
防予第189号) に基づくスプリンクラー設備をいう
。以下同じ。)) を設置している施設 (平屋建等も含
む。) に対し、管理費加算分として0.3%を加算す
る。

(イ)・(ウ) [略]

(9) 介護保険料加算

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 母子家庭の母及び寡婦 母子及び父子並びに寡婦
福祉法 (昭和39年法律第129号) に規定する母子家
庭の母及び寡婦)

イ～エ [略]

(6)・(7) [略]

(8) 民間施設給与等改善費

加算指針別記の5に基づき、民間施設において公立施設
と比して、給与水準、身分保障、福祉厚生面等に格差を生
じていることから、公私間の格差の是正を図ることを目的
とし加算する。

ア～ウ [略]

エ 管理費スプリンクラー設置加算分

(ア) スプリンクラー設備 (消防法施行令 (昭和36年政
令第37号) 及び消防法施行規則 (昭和36年自治省令
第6号) に規定する設備及び設置の基準並びに既存
の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特
例基準の適用について (昭和62年10月27日消防予第
189号) に基づくスプリンクラー設備をいう。)) を
設置している施設 (平屋建等も含む。) に対し、管
理費加算分として0.3%を加算する。

(イ)・(ウ) [略]

(9) 介護保険料加算

措置指針別紙 1 の介護保険料加算に基づき、被措置者のうち、北上市老人福祉法施行細則（平成 6 年北上市規則第 29 号） 別表第 1 に規定する養護老人ホーム及び養護委託による被措置者徴収費用額の 1 階層の適用を受ける者のうち、介護保険法における第 1 号被保険者に該当するものが支払うべき介護保険料月額として必要とされる額

(10)・(11) [略]

措置指針別紙 1 の介護保険料加算に基づき、被措置者のうち、北上市老人福祉法施行細則別表第 1 に規定する養護老人ホーム及び養護委託による被措置者徴収費用額の 1 階層の適用を受ける者のうち、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号） における第 1 号被保険者に該当するものが支払うべき介護保険料月額として必要とされる額

(10)・(11) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。